**○○□□　規約**

（名称）

第１条　この会は、○○□□（以下、「□□」）と称する。

（事務所）

第２条　□□は、主たる事務所を○○○○○○○○○○○○に置く。

（目的）

第３条　□□は、○地区の農業発展を目指し、当地区農産物の振興を目的とした活動を行うことを目的とする。

　※目的を明確にする（審査基準表を参考とする）

（組織）

第４条　□□の構成員は以下のとおりとする。＊（）書きは職名

　（１）　●田　太郎（代表）

（２）　△橋　一郎（会計）

（３）　◆林　五郎

（事業）

第５条　□□は第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ○○地区産農産物のＰＲ
2. ○○地区産農産物の直売
3. その他、組合の目的を達成するために必要な事業。

※事業を明確にするとともに今回申請する実施計画の内容が読みとれるものとする

（役員等）

第６条　□□に、代表１名、○○□名、会計□名、・・・・を置くこととする。

２　代表及び○○は総会において選任する。

３　代表は、この□□を代表し、業務を統括する。

４　○○は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

５　会計は、責任者として□□の会計を行う。

（総会の開催）

第７条　総会は、少なくとも年１回開催するものとし、次に掲げる場合に臨時に開催する。

一　代表が必要と認めたとき。

二　構成員現在数の３分の１以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

２　総会は代表が招集する。

（書類及び帳簿の備付け、保存）

第８条　□□は、第２条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

一　□□規約

二　役員等の氏名及び住所を記載した書面

三　収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳

四　その他代表が必要と認めた書類

２　□□は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保存することとする。

（事業及び会計年度）

第９条　□□の事業及び会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年○月○日に終わる｡

（その他）

第１０条　この規約に定めるもののほか、□□の運営に関し必要な事項は、構成員が協議のうえ決定する。

　附則

１　この規約は令和○○年○月○日から施行する。